

(お知らせ)

令和3年2月4日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

京都府緊急事態措置の延長に伴う施設の閉鎖時間帯（20時以降）における 利用予約のキャンセル対応について

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象施設

京都コンサートホール
京都市東部文化会館
京都市呉竹文化センター
京都市西文化会館ウエスティ
京都市北文化会館
京都市右京ふれあい文化会館
ロームシアター京都

2 対象となる予約条件について

- ① 延長された京都府緊急事態措置期間（2/8～3/7）において、施設閉鎖時間帯（20時以降）を含む利用区分の利用予約をキャンセルする場合
- ② 令和3年2月5日（金）時点で当該利用予約が成立している場合
※ただし、京都府が緊急事態措置期間の延長を発表した令和3年2月3日（水）及び令和3年2月4日（木）にキャンセルされた場合を含む

3 上記2の全ての条件を満たす場合の利用料金の取扱いについて

既に施設の利用料金が納入されている場合は全額還付します。また、未納の場合は納入を求めません。

4 キャンセル受付期間について

京都府緊急事態措置が期間途中で解除された場合、その時点で全額還付を前提としたキャンセルの受付を終了します。

注1 「施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約」において、施設が閉鎖されていない時間帯（20時まで）の利用が行われる場合、還付は行えません。

注2 「施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約」がキャンセルとなることに伴い、他区分の利用予約に関しても当該利用目的が達成できなくなる場合、他区分の利用予約についても全額還付します。

※詳しくは各施設にお問い合わせください。